

臨時教育委員会

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 1 日（水） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 00 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席者 村松啓至教育長 杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員
秋元富敏委員
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長
- 5 傍 聴 人 0 人

教育長挨拶

村松教育長

議会の同意を得て教育長に就任いたしました村松啓至と申します。よろしく申し上げます。これまで、学校現場を経験しまして、今回、教育委員会に戻ってまいりました。教育行政・学校現場等で培ってきたものを十二分に発揮し、磐田市の子どもたちのため、伝統文化の継承・発展のため尽力をしていきたいと思っております。新教育委員会制度がスタートした訳ですけれども、いままでも市長と教育委員会の関わりというのは、他市にない密な連携ができておりましたので、今後もさらに充実するように、微力ながら努力してまいりたいと考えております。色々な面において御支援・御協力をお願いします。

教育長職務代理者の指名について

教育長職務代理者の指名についてです。これまでの旧法では、教育委員長の職務代理者として教育委員が指定され、また、教育長の代理として事務局職員、本市では教育部長が指定されてきました。今回の新制度においては、新教育長の職務代理者を置くこととなりました。新教育長は教育委員会の構成員かつ代表者であることから、その代理は事務局職員でなく、同じく教育委員会の構成員である非常勤の教育委員が担うことで地教育法に定められております。

これまで、教育長や教育委員長の代理は教育委員会が指定することとされてきましたが、今回の改正では、教育長が指名することとされています。また、教育長職務代理者の職務については、法律上は教育長の権限に属する職務を行うものですが、職務代理者が行う職務のうち、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能です。なお、本市においては、この場合の事務局職員を教育部長と指定しています。

教育長職務代理者の任期についてです。職務代理者の任期は、法律では定められておりません。教育長が別の教育委員を指名するまでか、すでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期です。事務局案としては再任はあるにしても、1 年を節目という中で区切っていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声)

教育総務課長

それでは、教育長職務代理者については、今後は教育長が別の教育委員を指名するまでの区切りとしては1年を節目として進めていきたいと思っております。

教育長

教育長職務代理者については、杉本委員を指名したいと思っております。

杉本委員

教育長職務代理者として、教育長をサポートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育委員会が決定したもの

・磐田市教育委員会事務局処務規則及び磐田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則について【教育総務課】

本改正は、磐田市教育委員会事務局処務規則及び磐田市スポーツ推進委員規則において、公民館の文言が残っておりましたので、交流センターに改めるものです。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

・磐田市スクールバスの運行に関する規則の制定について【教育総務課】

これは、小中学校に通学する児童及び生徒の安全の確保並びに遠距離通学を解消するために運行するスクールバスの管理及び運行、使用対象者等必要な事項を定めるもので、趣旨として第1条に記載します。第2条は、スクールバスは市が所有又は占有しスクールバスとしての使用範囲での使用に供する旨定義します。第3条として、運行管理者は教育長と定めます。第4条で使用の範囲を定めます。児童生徒の登下校のほか教育上特に必要と認める場合も使用できるよう規定します。第5条において使用対象者を規定します。別表のとおり現在のところ豊岡東地区から豊岡北小学校への通学についてこの規則が適用となります。第6条にて使用に関し、使用料が発生しない旨定めます。第7条、第8条、第9条において運行計画や乗降場所を学校長が教育長と協議して定め、災害等緊急時の運行中止など学校長が緊急責任者として対処し、安全指導についても学校長が適切に行うよう定めます。第10条として、運行管理について委託出来る旨定めます。今後、スクールバスを導入する場合にも対応できるよう対象となる学校と居住区域を別表にて掲げております。以上です。よろしくお願ひします。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。